

様式第2号

法定外公共物使用等許可書

第 号
令和 年 月 日

様

向日市長

年 月 日付けで申請のあつた法定外公共物の使用等については、次の条件を付して許可します。

使用等の目的			
使用等の場所	向日市	町	番地先
使用等の種目	道路・水路・その他()		
設置する工作物	名称	規模	数量
使用等の場所の構造			
使用等の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
工事の実施期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
工事実施の方法			
使用料の額			
許可の条件			

この法定外公共物使用等の許可について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この許可書を受け取つた日の翌日から起算して3か月以内向日市長に審査請求をすることができる。

また、行政事件訴訟法の定めるところにより、この許可書を受け取つた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する決定の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内向日市を被告として(訴訟において向日市を代表する者は向日市長となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この許可書を受け取つた日又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分の日又は決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)